

令和元年 10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象です。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・保育料】

◆幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの保育料が無償化されます。

① 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

(注) 本書では、この期間を簡単に3歳から5歳と表現しています。(0歳から2歳の表現も同様です。)

おいわけ子ども園ではすいれん組・なのはな組・ひまわり組、はやきた子ども園ではほつぷ組・すてっぷ組・じゃんぷ組に所属する全ての方が対象です。

② 食材料費(いわゆる給食費)は、これまでどおり保護者負担になります。

ただし、世帯の町民税額や子どもの人数など一定の基準に当てはまる場合は、食材料費の一部(おかず・おやつなどの副食費分や主食費分)が減額されます。

なお、保育園部に通園する方は、これまで副食費分が保育料に含まれていたため、別途主食費分と副食費分とを合わせてご負担いただくことになります。



※その他、園独自で徴収する分も、これまでどおり保護者負担になります。

◆0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

子ども園等の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・保育料】

◆無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注) 原則、通われている園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、保育園部に入園する要件と同じです。ご不明な点は園または教育委員会へお尋ねください。

◆幼稚園部の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。